

後期高齢者支援金の減算対象保険者となりました!

後期高齢者支援金は、各保険者の特定健康診査・特定保健指導の実施率や加入者の健康の保持増進のために必要な事業の実施状況等によって、加算（ペナルティ）または減算（インセンティブ）の対象となります。

令和5年度に組合員及び被扶養者の皆さまが受診した特定健康診査・特定保健指導の実績等から、当組合は後期高齢者支援金の減算対象組合となったため、令和8年度に精算する令和6年度分の後期高齢者支援金が減算されることとなりました。

総合評価指標の点数と減算率	公務員共済組合	全保険者
127 / 200 点 約 0.174% 令和5年度	4 位 / 84 組合	139 位 / 1,458 組合

生活習慣病の早期発見・早期治療につなげるため、
これからも特定健康診査・特定保健指導の受診にご協力ください!

